

## 1 教育の支援

### (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

#### 4-III-1

##### **(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減**

- 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等の取組を推進して、全ての世帯における教育機会の確保に努め、「貧困の世代間連鎖」の解消を図ります。
- 東日本大震災により親を亡くした子どもの生活及び修学を支援します。

##### **(2) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備**

- 子育て相談、教育相談、養育相談等に関する電話相談窓口の設置や児童相談所等における相談体制の充実を図るとともに、子育てひろば等子育て支援団体の取組を支援するなど、保護者が気軽に相談できる場所づくり・体制づくりを推進します。
- 子どもに関する保健・医療・相談機関・保育サービス・各種団体の情報や放射線の健康影響に関する情報などについて、広報誌やホームページ等を積極的に活用するほか、セミナーの開催等によりきめ細かな情報提供を行います。

#### 4-III-3

##### **(5) 困難を有する子どもや親に対する支援**

- 学校・家庭・地域等が連携して、いじめや不登校の防止及び早期発見に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置や、「いじめ110番」等専用ダイヤル設置などにより、専門的なアドバイスを行います。

##### **(6) ひとり親家庭等に対する支援**

- 授業料負担軽減の取組を推進し、高等学校中退者が再入学した際の学び直しを支援します。

#### 4-IV-3

##### **(1) 豊かなこころの育成**

- 生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるために、また、知的活動やコミュニケーションなどの基盤となる言葉に関する能力の育成を図るため、学校図書館と公

共図書館の連携を促進するなど、家庭・地域・学校等の連携による子どもの読書活動を推進します。

- 専門性を有するカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や教員の教育相談技法を高める研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にして、子どもたちの悩みに相談できる相談体制の整備を推進します。

## **(2) 健やかな体の育成**

- 「生き抜く力」の基盤となる健全な心身の育成に不可欠の自然体験活動などの体験型の活動を推進します。

## **(3) 確かな学力の育成**

- 小中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立を図るとともに、学習指導の更なる改善に努め、高等学校においては、生徒一人一人の進路希望を実現するため、高度な知識・技能の習得とその活用能力向上を図るなど、子どもの発達段階に応じた学力向上の取組を推進します。
- 外国語教育の充実や国際理解教育に加えて、子どもたちが海外において異文化の人々と交流する機会を設けることなどにより、国際化の進展に対応できる人づくりを進めます。
- 子どもたちの理科や算数・数学に対する興味・関心を高め、科学的・数学的な思考力の育成を図るとともに、再生可能エネルギーの研究開発や放射線医学などの基盤となる理数教育の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携し、生徒一人一人の進路実現に必要な学力の向上や、心の豊かさを育む地域とのつながり等を重視したプログラムを通じ、社会の一員としての自覚と、社会人として必要な基礎学力の育成を図ります。

## **(4) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進**

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者が子育てに関する様々な知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、学校・地域・NPOなど民間団体・企業など関係機関と連携を深め、家庭における子育て・教育支援を推進します。
- 地域住民が自らの知識や経験を活かす場が広がるよう、地域の人々によるボランティア活動等の協力の下、地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します。
- 子どもの学校生活における問題行動の解決に向け、子どもを取り巻く環境に福祉的な視点から働きかけ、その過程で家庭の貧困に起因する問題が見られた場合、関

係諸機関と適切に連携を図ります。

- 「親の学び」を支援するために、PTAや企業と連携し、親が家庭教育について学ぶ機会を提供する取組を実施します。また、学習プログラムを作成し、家庭教育支援者をリードする人材を育成します。

## **(5) 学校の教育環境の整備**

- 少人数教育や習熟度別指導等により、子どもたち一人一人に向き合うことのできる環境において、個々に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、いじめや不登校などの未然防止に努めます。
- 県立高等学校において、東日本大震災の影響による環境の変化への適応等が困難で、学習・行動面で配慮を必要とする生徒が在籍する学校に、学習支援員を配置して支援を行います。
- 社会環境の変化や各地域の特性・実情等を考慮しながら、学習環境の充実や特色ある学校づくりを進めます。
- 小中学生を対象に、放課後や週末等に学習支援や体験活動を行うための支援を行います。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子どもの教育の機会を保障するとともに、早期に生活支援や福祉制度につなげられるようスクールソーシャルワーカーの配置を進めるなど、学校を貧困対策の窓口とするとともに、関係機関との連携を深め、適切な支援に結びつけるよう取り組みます。

## (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

### **4-III-1**

#### **(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減**

- 多子世帯や婚姻歴のない場合も含むひとり親家庭等の保育料の軽減を図る取組を推進するなど、経済的負担の軽減を図り仕事と子育ての両立を支援します。
- 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等の取組を推進して、全ての世帯における教育機会の確保に努め、「貧困の世代間連鎖」の解消を図ります。【再掲】
- 東日本大震災により親を亡くした子どもの生活及び修学を支援します。【再掲】

### **4-III-2**

#### **(1) 保育の量の確保及び質の向上**

- 待機児童解消のため保育所の整備を促進するなどにより保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するた

めの整備を支援します。

- 認可保育所や市町村認可による地域型保育（小規模保育・事業所内保育等）への移行を目指す取組を推進するなど、認可外保育施設への支援を行います。
- 子どもの十分な処遇の確保と安心して子どもを生み育てられる環境整備のため、保育等を提供する施設の管理運営費を負担するほか、職員の資質向上を図るため、保育士等に対する研修の充実を図ります。
- 保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格の取得について支援するなど、保育士の人材確保に努めます。

## **（２）幼児教育の充実**

- 幼児教育に携わる職員の資質の向上を図るため、各種研修や講習会等を開催し、社会の変化に対応した幼児教育の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、小学校において、子ども同士の交流を深めるとともに保育・教育に携わる職員においても情報交換や共通認識の形成など互いに連携を深める取組を促進します。
- 幼稚園の施設や機能を積極的に地域に開放し、子育て支援活動を行う取組や、保護者の要請等を踏まえて行う預かり保育の取組を推進します。

## **（３）認定こども園への移行推進**

- 保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供できる認定こども園制度について、周知に努めるとともに、従事者の資質の向上に向けた研修の充実を図ります。
- 認定こども園への移行に向けた施設整備を支援します。
- 認定こども園における「保育教諭」については、保育士資格と幼稚園教諭免許の両資格の併有が原則となることから、両資格併有に向けた取組を支援します。

## **（４）多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進**

- 延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター、ホームスタートなど各種子育て支援サービスについて、地域の実情に応じて運営されるよう支援します。
- 子ども・子育て支援新制度により子育て支援の場が大きく広がることを踏まえて、子育て支援に携わる者の確保や資質の向上のため、研修会や講演会の開催など人材育成に努めます。

(3) 就学支援の充実

**4-III-1**

**(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減**

- 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等の取組を推進して、全ての世帯における教育機会の確保に努め、「貧困の世代間連鎖」の解消を図ります。【再掲】
- 東日本大震災により親を亡くした子どもの生活及び修学を支援します。【再掲】

**4-IV-3**

**(4) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進**

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者が子育てに関する様々な知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、学校・地域・NPOなど民間団体・企業など関係機関と連携を深め、家庭における子育て・教育支援を推進します。【再掲】
- 地域住民が自らの知識や経験を活かす場が広がるよう、地域の人々によるボランティア活動等の協力の下、地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します。【再掲】

**(5) 学校の教育環境の整備**

- 貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子どもの教育の機会を保障するとともに、早期に生活支援や福祉制度につなげられるようスクールソーシャルワーカーの配置を進めるなど、学校を貧困対策の窓口とするとともに、関係機関との連携を深め、適切な支援に結びつけるよう取り組みます。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

**4-III-1**

**(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減**

- 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等の取組を推進して、全ての世帯における教育機会の確保に努め、「貧困の世代間連鎖」の解消を図ります。【再掲】
- 東日本大震災により親を亡くした子どもの生活及び修学を支援します。【再掲】

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

**4-IV-3**

**(5) 学校の教育環境の整備**

- 小中学生を対象に、放課後や週末等に学習支援や体験活動を行うための支援を行

います。【再掲】

#### **4-IV-2**

##### **(6) 子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり**

- 子育て親子の交流等の促進や子育てに関する相談・情報提供等を行う地域子育て支援拠点の普及啓発を進め、親の子育てへの負担感の緩和を図るとともに、子育てへの喜びや楽しさが感じられるような環境づくりを推進します。
- 共働き家庭等の「小1の壁<sup>\*</sup>」を打破するとともに、多様な体験・活動ができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を推進します。
- 放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修について、福島県の地域性に応じて方部別に実施するとともに、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事する者の資質向上に努めます。
- 県・市町村のほか、学校・社会教育・放課後児童クラブの関係者、学識経験者等から構成する放課後子ども総合プランの推進委員会の定期的な開催や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る情報の共有化などにより、行政における福祉部局と教育委員会の連携を強化して、放課後等の子どもたちの居場所づくりを推進します。

#### **4-III-3**

##### **(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援**

- 児童養護施設において、家庭的な環境で養育・保護できるよう、小規模化・地域分散化を進める中で、情緒障害児短期治療施設の在り方についても検討するとともに、里親による養育を推進します。
- 児童養護施設や里親などにおいて、被措置児童への虐待禁止の徹底やケアの質の向上を進めます。また、退所する子どもに対して、相談支援や就労支援などフォローアップする体制づくりを推進します。

#### **4-III-3**

##### **(5) 困難を有する子どもや親に対する支援**

- 青少年を支援する関係機関のネットワーク化を図り、方部ごとにケース検討会を開催するなど情報を共有するとともに、あらゆる相談に応じ、一人一人の状況に応じた総合的・継続的な支援を行います。
- 学校・家庭・地域等が連携して、いじめや不登校の防止及び早期発見に取り組む

とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置や、「いじめ110番」等専用ダイヤル設置などにより、専門的なアドバイスを行います。【再掲】

## (6) その他の教育支援

### **4-IV-2**

#### **(1) 遊び環境の整備**

- 屋内における遊び場の取組を支援するとともに、公園の整備や冒険ひろば<sup>\*1</sup>、森のようちえん<sup>\*2</sup>の取組など屋外における遊び環境づくりを推進します。
- 保育所や幼稚園、放課後児童クラブなど、日常的な場所における遊び環境の充実強化を推進します。

#### **(2) 地域における体験学習環境の推進**

- 心身の健康増進を確保するため、生活・文化体験、自然体験活動、社会体験活動など地域や学校における様々な体験活動を支援します。

### **4-IV-4**

#### **(2) 食育の推進**

- 学校や保育所等の給食を提供している施設において、指導者の育成等食育の推進体制を整備するとともに、子どもや親に対して望ましい食事の摂り方や健康的な食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成など食育に関する普及啓発を行います。
- 栄養バランスに優れた日本型食生活を推進するとともに、豊かな農林水産物を積極的に活用し、食への感謝の念を育み食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などの理解促進に努めるため、地産地消の取組を推進します。
- 健康で豊かな人間性を育む基礎となる食育について、家庭や地域全体で推進されるよう市町村を支援します。

## 2 生活の支援

### (1) 保護者の生活支援

#### **4-II-2**

#### **(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備**

- 予防接種に関する正しい知識の普及や、居住市町村以外でも予防接種が受けられるよう県内における広域契約による体制整備を行うなど、市町村を支援し、乳幼児

に対する予防接種を促進します。

- 妊娠中の禁煙や正しい食生活等妊娠への保健指導の充実などにより、母胎や胎児の健康確保のための環境整備を推進します。

## **(2) 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援**

- 体外受精や顕微授精といった特定不妊治療や不育症治療を受けた夫婦に対し治療費に係る助成を行うとともに、男性の不妊治療に関しても支援することによって、子どもを望む夫婦が不妊治療を受けやすい環境整備を図ります。
- 不妊や不育症に悩む夫婦が気軽に相談できる体制づくりを推進します。

## **(3) 妊娠期からの継続的な支援体制の強化**

- 妊娠期間中を心身ともに健康に過ごすとともに、無事に出産が迎えられるように、市町村において定期的な妊婦健診の受診推奨や未受診者対策が図られるよう支援します。
- 産後間もない母親に対して、母乳育児等の技術的な支援に加えて育児相談等精神的な支援を行うなど、切れ目のない母子のサポート体制を整備します。
- 市町村における1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診など乳幼児健診の充実と事後フォロー体制整備が図られるよう支援します。
- 市町村において、妊娠期から幼児期までの歯科保健の充実が図られるように支援します。
- 保健師等による訪問型の相談支援等を推進することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安や悩みに対してきめ細かい対応を行います。
- 医療機関や学校保健等関係機関との連携を強化することにより、母子に対して切れ目なく支援できる体制づくりを推進します。

### **4-III-2**

#### **(1) 保育の量の確保及び質の向上**

- 待機児童解消のため保育所の整備を促進するなどにより保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。【再掲】
- 認可保育所や市町村認可による地域型保育（小規模保育・事業所内保育等）への移行を目指す取組を推進するなど、認可外保育施設への支援を行います。【再掲】
- 子どもの十分な処遇の確保と安心して子どもを生み育てられる環境整備のため、保育等を提供する施設の管理運営費を負担するほか、職員の資質向上を図るため、

保育士等に対する研修の充実を図ります。【再掲】

- 保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格の取得について支援するなど、保育士の人材確保に努めます。【再掲】

## **(2) 幼児教育の充実**

- 幼児教育に携わる職員の資質の向上を図るため、各種研修や講習会等を開催し、社会の変化に対応した幼児教育の充実を図ります。【再掲】
- 保育所、幼稚園、小学校において、子ども同士の交流を深めるとともに保育・教育に携わる職員においても情報交換や共通認識の形成など互いに連携を深める取組を促進します。【再掲】
- 幼稚園の施設や機能を積極的に地域に開放し、子育て支援活動を行う取組や、保護者の要請等を踏まえて行う預かり保育の取組を推進します。【再掲】

## **(3) 認定こども園への移行推進**

- 保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供できる認定こども園制度について、周知に努めるとともに、従事者の資質の向上に向けた研修の充実を図ります。【再掲】
- 認定こども園への移行に向けた施設整備を支援します。【再掲】
- 認定こども園における「保育教諭」については、保育士資格と幼稚園教諭免許の両資格の併有が原則となることから、両資格併有に向けた取組を支援します。【再掲】

## **(4) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進**

- 延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター、ホームスタートなど各種子育て支援サービスについて、地域の実情に応じて運営されるよう支援します。【再掲】
- 子ども・子育て支援新制度により子育て支援の場が大きく広がることを踏まえて、子育て支援に携わる者の確保や資質の向上のため、研修会や講演会の開催など人材育成に努めます。【再掲】

### **4-III-3**

## **(3) 妊娠期からの児童虐待防止体制の整備**

- 産婦人科医会と連携し、特定妊婦<sup>\*</sup>の情報を共有することで、妊娠期から児童虐待予防ができる体制を整備します。

## ※ 特定妊婦

出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

- 保健師や研修を受けたボランティア等がきめ細かく訪問したり、市町村要保護児童対策地域協議会と連携するなど、妊娠期からの相談体制及び児童虐待防止体制の強化を図ります。

### **(6) ひとり親家庭等に対する支援**

- 保育所への優先入所や公営住宅への優先入居及び婚姻歴のないひとり親家庭に対する入居料の軽減などの取組を推進するとともに、相談機能を充実し、生活困窮世帯を含むひとり親家庭の子育てや生活を支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。
- 経済的な自立を図るため、就職に関する相談や情報提供、自立支援プログラムの策定など、ひとり親家庭に対する一貫した就業支援を行います。【再掲】
- 親としての経済的責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも重要である養育費の取得手続き等に関する相談に適切に対応するなど、相談支援体制の強化を図ります。
- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費助成などにより、ひとり親家庭の経済的支援を行います。

## (2) 子供の生活支援

### **4-III-3**

#### **(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援**

- 児童養護施設において、家庭的な環境で養育・保護できるよう、小規模化・地域分散化を進める中で、情緒障害児短期治療施設の在り方についても検討するとともに、里親による養育を推進します。【再掲】
- 児童養護施設や里親などにおいて、被措置児童への虐待禁止の徹底やケアの質の向上を進めます。また、退所する子どもに対して、相談支援や就労支援などフォローアップする体制づくりを推進します。【再掲】

### **4-III-3**

#### **(5) 困難を有する子どもや親に対する支援**

- 青少年を支援する関係機関のネットワーク化を図り、方部ごとにケース検討会を開催するなど情報を共有するとともに、あらゆる相談に応じ、一人一人の状況に応じた総合的・継続的な支援を行います。【再掲】

- ひきこもりなど、社会生活への適応が困難な青少年のための居場所づくりなどに取り組み、就労などの社会復帰に向けた支援を行います。
- 学校・家庭・地域等が連携して、いじめや不登校の防止及び早期発見に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置や、「いじめ110番」等専用ダイヤル設置などにより、専門的なアドバイスを行います。【再掲】

#### **4-IV-4**

### **(2) 食育の推進**

- 学校や保育所等の給食を提供している施設において、指導者の育成等食育の推進体制を整備するとともに、子どもや親に対して望ましい食事の摂り方や健康な食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成など食育に関する普及啓発を行います。【再掲】
- 栄養バランスに優れた日本型食生活を推進するとともに、豊かな農林水産物を積極的に活用し、食への感謝の念を育み食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などの理解促進に努めるため、地産地消の取組を推進します。【再掲】
- 健康で豊かな人間性を育む基礎となる食育について、家庭や地域全体で推進されるよう市町村を支援します。【再掲】

### (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

#### **4-III-3**

### **(3) 妊娠期からの児童虐待防止体制の整備**

- 児童虐待防止について、広報媒体の活用や関係機関への周知広報等により、社会全体の認識を深めるよう普及啓発します。
- 市町村、保健、医療、福祉、教育、警察等関係機関の職員の意識の向上を図るとともに、これまで以上に連携を強化することにより、妊娠期からの虐待予防や児童虐待の未然防止、早期発見等に取り組めます。

### **(5) 困難を有する子どもや親に対する支援**

- 青少年を支援する関係機関のネットワーク化を図り、方部ごとにケース検討会を開催するなど情報を共有するとともに、あらゆる相談に応じ、一人一人の状況に応じた総合的・継続的な支援を行います。【再掲】

#### **4-IV-2**

##### **(6) 子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり**

- 県・市町村のほか、学校・社会教育・放課後児童クラブの関係者、学識経験者等から構成する放課後子ども総合プランの推進委員会の定期的な開催や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る情報の共有化などにより、行政における福祉部局と教育委員会の連携を強化して、放課後等の子どもたちの居場所づくりを推進します。【再掲】

#### **4-IV-3**

##### **(5) 学校の教育環境の整備**

- 貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子どもの教育の機会を保障するとともに、早期に生活支援や福祉制度につなげられるようスクールソーシャルワーカーの配置を進めるなど、学校を貧困対策の窓口とするとともに、関係機関との連携を深め、適切な支援に結びつけるよう取り組みます。【再掲】

#### (4) 子供の就労支援

##### **4-II-1**

##### **(2) 若者の就業に対する支援**

- 新卒者の就職希望の実現を図るため、情報提供や面接等により就職指導の充実を図るほか、適切な進路選択ができるように、インターンシップや発達段階に応じた職場体験・キャリア教育などを推進します。
- 本県の復興・再生を担う高校生が卒業後の生活基盤を築くために、就職促進支援員が各高等学校と公共職業安定所との緊密な連携を図りながら、求人開拓や就職希望生徒への適切な情報提供等により各県立高等学校におけるきめ細かな就職指導の支援に当たり、希望する就職の実現を図ります。
- 就職面接会の開催や企業に対する働きかけなどを通して、若者の就職促進を図るとともに、起業に向けた取組を支援します。
- 様々な要因により働くことに悩みを抱えている若者に対して、ケースに応じた対応や地域・民間の連携したネットワークの構築などにより、職業的自立・社会的自立を支援します。

##### **4-III-3**

##### **(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援**

- 児童養護施設や里親などにおいて、被措置児童への虐待禁止の徹底やケアの質の向上を進めます。また、退所する子どもに対して、相談支援や就労支援などフォローアップする体制づくりを推進します。【再掲】

#### **(5) 困難を有する子どもや親に対する支援**

- ひきこもりなど、社会生活への適応が困難な青少年のための居場所づくりなどに取り組み、就労などの社会復帰に向けた支援を行います。【再掲】

### (5) 支援する人員の確保等

#### **4-III-3**

#### **(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援**

- 児童養護施設や里親などにおいて、被措置児童への虐待禁止の徹底やケアの質の向上を進めます。また、退所する子どもに対して、相談支援や就労支援などフォローアップする体制づくりを推進します。【再掲】
- 児童相談所の体制強化・専門性向上に取り組むほか、複雑困難化している児童虐待相談対応のため、弁護士等による専門員や心理療法職員等の配置を推進し、虐待を受けた子どもに対する処遇の支援や心のケアを強化します。

#### **4-III-2**

#### **(1) 保育の量の確保及び質の向上**

- 子どもの十分な処遇の確保と安心して子どもを生ま育てられる環境整備のため、保育等を提供する施設の管理運営費を負担するほか、職員の資質向上を図るため、保育士等に対する研修の充実を図ります。【再掲】
- 保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格の取得について支援するなど、保育士の人材確保に努めます。【再掲】

#### **4-IV-2**

#### **(6) 子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり**

- 放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修について、福島県の地域性に応じて方部別に実施するとともに、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事する者の資質向上に努めます。【再掲】

### (6) その他の生活支援

#### **4-II-2**

#### **(2) 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援**

- 体外受精や顕微授精といった特定不妊治療や不育症治療を受けた夫婦に対し治療費に係る助成を行うとともに、男性の不妊治療に関しても支援することによって、子どもを望む夫婦が不妊治療を受けやすい環境整備を図ります。【再掲】
- 不妊や不育症に悩む夫婦が気軽に相談できる体制づくりを推進します。【再掲】

### **(3) 妊娠期からの継続的な支援体制の強化**

- 妊娠期間中を心身ともに健康に過ごすとともに、無事に出産が迎えられるように、市町村において定期的な妊婦健診の受診推奨や未受診者対策が図られるよう支援します。【再掲】
- 産後間もない母親に対して、母乳育児等の技術的な支援に加えて育児相談等精神的な支援を行うなど、切れ目のない母子のサポート体制を整備します。【再掲】
- 市町村における1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診など乳幼児健診の充実と事後フォロー体制整備が図られるよう支援します。【再掲】
- 市町村において、妊娠期から幼児期までの歯科保健の充実が図られるように支援します。【再掲】
- 保健師等による訪問型の相談支援等を推進することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安や悩みに対してきめ細かい対応を行います。【再掲】
- 医療機関や学校保健等関係機関との連携を強化することにより、母子に対して切れ目なく支援できる体制づくりを推進します。【再掲】

#### **4-III-3**

### **(6) ひとり親家庭等に対する支援**

- 保育所への優先入所や公営住宅への優先入居及び婚姻歴のないひとり親家庭に対する入居料の軽減などの取組を推進するとともに、相談機能を充実し、生活困窮世帯を含むひとり親家庭の子育てや生活を支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。【再掲】
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失のおそれのある家庭に対し、住居確保給付金の支給や就労支援等を行い、自立に向けた支援に取り組みます。
- 生活していく上で大きな困難を抱えている児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用して、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう問題の解決に向けた支援を行います。

#### **4-IV-2**

### **(5) 子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進**

- 県営住宅の改善等によりファミリー世帯向けの良質な住宅の提供を行うとともに、子育て世帯等に対する県営住宅の優先入居を行うなど、子育てしやすい居住環境の整備を推進します。

## **3 保護者に対する就労の支援**

### **4-III-3**

#### **(6) ひとり親家庭等に対する支援**

- 経済的な自立を図るため、就職に関する相談や情報提供、自立支援プログラムの策定など、ひとり親家庭に対する一貫した就業支援を行います。【再掲】
- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費助成などにより、ひとり親家庭の経済的支援を行います。【再掲】
- 授業料負担軽減の取組を推進し、高等学校中退者が再入学した際の学び直しを支援します。【再掲】

## **4 経済的支援**

### **4-III-1**

#### **(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減**

- 18歳以下の子どもを持つ家庭の負担を軽減するため、子どもの入院及び通院に係る医療費の無料化を図るとともに、不必要な時間外受診をしないなど適正受診を推進します。
- 家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成等を図るため、中学校3年生までの子どもを養育する方に対し、児童手当を支給します。
- 多子世帯や婚姻歴のない場合も含むひとり親家庭等の保育料の軽減を図る取組を推進するなど、経済的負担の軽減を図り仕事と子育ての両立を支援します。【再掲】

### **4-III-3**

#### **(6) ひとり親家庭等に対する支援**

- 保育所への優先入所や公営住宅への優先入居及び婚姻歴のないひとり親家庭に対する入居料の軽減などの取組を推進するとともに、相談機能を充実し、生活困窮世帯を含むひとり親家庭の子育てや生活を支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。【再掲】
- 経済的な自立を図るため、就職に関する相談や情報提供、自立支援プログラムの

策定など、ひとり親家庭に対する一貫した就業支援を行います。【再掲】

- 親としての経済的責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも重要である養育費の取得手続き等に関する相談に適切に対応するなど、相談支援体制の強化を図ります。【再掲】
- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費助成などにより、ひとり親家庭の経済的支援を行います。【再掲】
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失のおそれのある家庭に対し、住居確保給付金の支給や就労支援等を行い、自立に向けた支援に取り組みます。【再掲】